

全国一斉・無料相談

暮らしとこころの 相談会

おひとりで悩みを抱えていませんか？

解雇や賃金未払いなどの労働問題、生活保護・多重債務などの
生活問題に弁護士が無料で相談に応じます！

- 消費者金融にたくさん借金をしている
- 借金を返済しているのに残高が減らない
- 残業しているのに残業代が出ない
- 勤め先で突然「明日から来なくていい」と言われた
- 窓口で生活保護の申請を受け付けてもらえない
- 生活保護は受けられるの？
- 長時間労働が原因で心筋梗塞／脳梗塞等になったが労災申請のやり方が分からない
- 身内が自殺したが過労自殺／パワハラ自殺ではないかと思うので相談したい
- 職場でのハラスメントが原因で心の病気（うつ病等）と診断されたが労災申請のやり方が分からない

本相談会には、一部に法テラスが実施している収入・資産等が一定基準額以下である方を対象とした無料法律相談が含まれることから、お申込みの際、収入や資産等をお伺いさせていただくことがあります。

なお、本相談会において、法テラスによる無料法律相談の利用基準を超えた方は弁護士会が実施する無料法律相談をお受けいただきます。

実施期間 2026 年 9/10(木)

自殺予防週間を中心に実施します。

面談相談実施日時 2026年9月10日(木)
13:00～17:00 ※要予約(097-536-1458)
実施会場 大分県弁護士会館
電話相談実施日時 2026年9月10日(木)
13:00～17:00 ※予約不要
電話番号 097-536-1451

※本電話番号は、相談日以外は御利用いただけません。

《主催》日本弁護士連合会・弁護士会

《共催》日本司法支援センター(法テラス)《後援》厚生労働省・総務省

